

城北しんきんカード特約

第1条（名称）

本カードは城北信用金庫（以下「当金庫」という）と株式会社しんきんカード（以下「当社」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「城北しんきんカード」（以下「カード」という）と称します。

第2条（会員資格）

本特約ならびにしんきんカード個人会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ入会の申込みをした方で、当金庫と当社が適格と認めた方を会員とします。

第3条（会員資格の喪失）

会員が、当社の会員資格喪失の条件に該当した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第4条（当金庫のサービスの利用）

1. 会員は、当金庫より、その提供する特典・サービスを受けることができます。
2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、当金庫の所定の方法に従うものとします。

第5条（本特約の変更）

本特約の変更については会員規約の変更に関する規定を適用し、本特約に定めのない事項については会員規約が適用されます。

（2023年4月1日制定）